

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

財務大臣 鈴木 俊一
(公印省略)

令和6年2月28日付の行政文書の開示請求（財務省接受番号：文第30005号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案 逐条解説

2 不開示とした部分とその理由
別紙1のとおり

* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、財務大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 * 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<実施の方法>

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料（令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）
別紙2のとおり				

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料相当額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料相当額以下の場合は無料となります。）

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日：令和6年5月7日から令和6年6月7日まで

（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）

時：9:30から17:00まで（12:00から13:00を除く。）

場所：財務省情報公開窓口 東京都千代田区霞が関3-1-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）：別紙2のとおり

* 担当課等

主計局給与共済課給与第5係 TEL：03（3581）4111（内6368）

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 TEL：03（3581）4111（内5623）

不開示とした部分とその理由

行政文書の名称	不開示とした部分	根拠条項	不開示とした理由
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案 逐条解説	P. 6、7、 8、10、12、 13、14、15、 22、23、26、 27、32、34、 37、38、40、 45、51、53 の一部	法第5条第5号	当該不開示部分は、行政機関の内部における、国家公務員等の旅費に関する法律に関連した今後の下位法令の新設又は改正についての検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、今後の検討又は協議に際して率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
	別紙P. 1、2 の一部	法第5条第5号	当該不開示部分は、行政機関の内部における、国家公務員等の旅費に関する法律に関連した今後の下位法令の新設又は改正についての検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、今後の検討又は協議に際して率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

(別紙2)

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料（令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額））
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案 逐条解説 電磁的記録 1ファイル A4版文書64枚 内 カラー 6枚 白黒 58枚	①用紙に出力したものの閲覧	100枚までにつき200円	200円	無料
	②用紙に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円	640円	340円
	③用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円	700円	400円
	④CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額	310円	10円
	⑤DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、1ファイルごとに210円を加えた額	330円	30円

送付に要する費用の額

- ①用紙に出力したものの送付を希望する場合
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定型外） 500gまで 390円
- ②CD-Rに複写したものの送付を希望する場合
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定型外） 100gまで 140円
- ③DVD-Rに複写したものの送付を希望する場合
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定型外） 100gまで 140円